

令和6年9月30日
文 部 科 学 省
高等教育私学部参事官付

学校法人会計基準等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校法人会計基準等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施」について、令和6年7月29日から令和6年9月3日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、郵送、電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計72件の御意見をいただきました。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 全体を通じて	<p>今般の私立学校法の改正に伴う学校法人会計基準の見直しの考え方及び見直しの趣旨である「ステークホルダーへの情報開示」を目的として整備する方向性について、賛同する。それを明確にするべく、財務報告の目的を会計基準においても明記していただきたい。</p> <p>「記載例や検討結果を別途通知等で定める」旨の説明（例：「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 17、34）があるが、通知等で定めるのではなく学校法人会計基準（以下「基準」）の改正とする。</p> <p>Q&Aについては、コメントBOXを「基準」本文の対応する箇所に挿入。</p> <p>今後発出される「基準」に関する通知等では「基準」の改正を行った旨と新旧対照表の記載のみ。</p> <p>また、「基準」改正を機に日本公認会計士協会等と連携の上、過去に発出した通知等（以下、例）を可能な限り「基準」に組み込み、当該通知等は廃止。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」等 ・「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」等と、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針（日本会計士協会） 	<p>ご賛同いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p> <p>貴重なご意見として承ります。なお、通知等は、文部科学省令及び文部科学省が発出する文書と日本会計士協会の発出する文書等の位置づけなども踏まえ準備してまいります。</p>

	<p>・「リース取引に関する会計処理について（通知）」（文部科学省）と、同実務指針（日本公認会計士協会）</p>	
	<p>情報開示を主な目的とする会計基準として、他の非営利組織の会計基準のように、重要性の原則の採用を明記していただきたい。</p> <p>※重要性の原則を明記している他の非営利組織の会計基準の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人会計基準第2条第4号 ・ 医療法人会計基準第2条第4号 ・ 公益法人会計基準第1 3（4） 	<p>今回の改正は、令和5年改正私立学校法の施行のために最低限必要な内容としております。ご指摘の点を含め、学校法人会計基準は必要に応じ引き続き見直しの検討が必要と考えています。</p>
	<p>表示単位は一円とされているが、情報開示に当たっては明瞭性の観点から千円単位等を認めてもよいのではないか。</p>	<p>今回の改正は、令和5年改正私立学校法の施行のために最低限必要な内容としております。</p> <p>ご指摘の点については、改正後の私立学校法第103条第2項に基づき作成された計算関係書類が、私立学校振興助成法第14条第4項により所轄庁に提出され、経常費補助の算定に影響することも踏まえ、必要に応じ引き続き見直しの検討が必要と考えています。</p>
	<p>現在、消費税は税込表示にて会計システムに入力しなければならない。しかも現場入力により教職員に消費税の知識が求められるてしまう。</p> <p>インボイス制度も設けられたことから、正確な消費税納税額の計算ができるよう仮払消費税勘定、仮受消費税勘定を設けて消費税の区分経理を認めて欲しい。</p> <p>財務計算書類において全てが税込表示になっており8%、10%など異なる税額に</p>	<p>現行の学校法人会計基準において税抜方式による会計処理を制限するものではなく、学校法人の判断により税抜方式による会計処理を採用することができます。改正後の学校法人会計基準においても、この点の考え方に変更はありません。</p>

	<p>より財務計算書類が作成されており、消費税の申告に大変な手間と労力が掛かっており実務上、計算に困難を極めています。</p> <p>正確な納税制度により、適切な消費税の納税意識と納税負担の大きさを学校法人には感じ取って頂き、5%から10%へ消費税が増税されたことに拠る消費増税額負担の大きさ、経営への影響を金銭的尺度・会計上において可視化して欲しいと思います。</p>	
	<p>今回の案は、経営的な観点に基づいて財務上アウトかどうかを見極めることしか着目していないように思える。</p> <p>ガバナンス違反を考慮したものを今回の案に取り入れられないだろうか。</p> <p>例えばバランスシートにモラルハザードポイントのようなものを負債として載せたらいかがだろうか。</p>	<p>今回の意見募集の対象としていた事項ではないため、個別の回答はいたしません。今後の私立学校行政に係る貴重な御意見として承ります。</p>
2. 会計帳簿について	<p>学校法人にのみ認められている現行の基本金組み入れ規定は、社会から理解できるものではなく、削除、改正する必要がある。今回、見送られたことは残念である。</p>	<p>基本金制度は、公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、校地・校舎等学校法人が諸活動を実施する上で必要な資産を自己資金で維持するための制度として、学校法人の健全性を維持する上で有効な仕組みと考えています。このため、改正後の学校法人会計基準においても基本金に関する規定を残しています。</p>
	<p>学校法人会計基準の平成25年改正によって、基本金の組入れは「その事業活動収入のうちから」ではなく「基本金組入前当</p>	<p>学校法人会計基準の平成25年改正において「基本金組入前当年度収支差額」を表示することとな</p>

	<p>年度収支差額」から行われるように変更されているので、第12条と第23条は以下の文言修正（下線）を求める。</p> <p>第12条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するための維持すべきものとして、<u>基本金組入前当年度収支差額（第23条の規定にもとづく）</u>から組み入れた金額を基本金とする。</p> <p>第23条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、<u>事業活動収入から事業活動支出を控除した基本金組入前当年度収支差額を表示する。</u>当該会計年度において第12条および第13条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を<u>基本金組入前当年度収支差額から控除した当年度収支差額</u>を表示するものとする。</p>	<p>った趣旨は、学校法人がその財務状況の健全性を維持するために目指すべき長期的な収支均衡は、基本金組入後のものである点は変わらない一方で、毎年度の収支差額は基本金組入額の多寡に影響を受けるため、短期的に毎年度の収支バランスの状況を的確に把握する上では十分とはいえないことから、事業活動収支計算書の様式において、基本金組入前の収支差額も表示することとしたものです。</p> <p>学校法人が諸活動を実施する上で必要な資産を自己資金で維持するための制度として、学校法人の健全性を維持する趣旨から、基本金の組入れを事業活動収入から行う基本的な考え方は、平成25年及び今回の改正においても変わらないものと考えています。</p>
	<p>学校法人会計基準第11条第2項において引当金について規定されているが、引当金の計上要件を満たした場合は賞与引当金を計上するという理解でよいか。</p>	<p>改正後の学校法人会計基準第11条第2項においては、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、規定する要件を満たすものについて、引当金として計上するものと考えています。</p>
	<p>第14条「学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる（後略）」とあります。</p> <p>学校法人委員会研究報告第15号「基本金</p>	<p>改正後の学校法人会計基準第14条における「取り崩すことができる。」という記載は、学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するた</p>

	<p>に係る実務上の取扱いに関するQ&A 3-1」に「第122号通知第三1(4)なお書きによれば、「第31条各号に該当する場合は、資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合のほかは基本金取崩しの対象としなければならないこと」とされている。また、同通知第三1(3)によれば「基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意する必要があること」とされている。したがって、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意している限りにおいて、基準第31条各号に該当し、これに該当する資産等を継続的に保持しない場合には当該基本金は取崩対象額となり、第1号基本金から第4号基本金までの各号ごとに、基本金の取崩対象額が組入対象額を超える場合には、その差額を取り崩す」とあります。</p> <p>「できる」規程なのか「例外を除きすべし」規程なのか明確にしてほしいです。</p>	<p>めに維持しなければならない基本金について、同条に定める場合において取り崩し制限を解除する権限を与える趣旨（いわゆる「できる」規定）で用いています。</p>
<p>3. 計算書類について (総論)</p>	<p>第4条の計算書類について、項に掲げる順番と第3章の構成及び別表の様式で順番が異なり、様式の順番と異なっている。</p> <p>第4条1項、2項に掲げる内訳表の記載について様式から外れたことにより削除する必要はないのか。</p>	<p>改正前の学校法人会計基準第4条にあった計算書類の規定は削除し、改正後の学校法人会計基準第16条に同趣旨の規定を設けています。</p> <p>第16条各項に掲げる計算書類の順番、第3章の構成、別表及び様式の順は、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書の順で統一しています。</p>
	<p>貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書との表示順について、貸借対照</p>	<p>計算書類の規定順序については、私立学校法第103条第2項に</p>

	<p>表は事業活動収支計算書、資金収支計算書の後が良いと考えます。</p> <p>貸借対照表の重要性を否定するものではありませんし、貸借対照表をトップにすることは、他の事業体との整合等、見やすさの点からも当然であると言われるものと思っています。</p> <p>しかし、学校法人は財産目録をも公開（開示）書類とされること、さらに、学校の実態は財産の公表より事業の状況を公表し説明することの方が重要であると考えます。</p>	<p>規定する計算書類の定義（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下略。）に沿ったものとなりました。</p>
	<p>改正案において人件費内訳表、事業活動収支内訳表が削除されたこと、資金収支内訳表が簡略化されたセグメント情報に替わることは、私立学校法改正の趣旨に逆行しており、削除に反対である。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 11において提言されているように、「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」「事業活動収支内訳表」は、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類であること、内訳表は必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、内訳表はステークホルダーへの情報開示を主な目的とする計算書類から除き、部門別の情報としてセグメント情報を表示することとしました。</p>
	<p>学校法人内に複数の大学、傘下に附属高校、附属中学などがある場合、貸借対照表を1つだけ作成するのではなく、それぞれの学校ごとに区分した貸借対照表の作成も義務付けて欲しいと思います。</p> <p>債務超過に陥っているグループ内学校があることも明確に分かり経営判断に資</p>	<p>今回の意見募集の対象としていた事項ではないため、個別の回答はいたしません。今後の私立学校行政に係る貴重な御意見として承ります。</p>

<p>する情報となります。</p>	
<p>企業会計では固定資産及び固定資産の名称を使用していないことから、一般的なその他の会計基準と乖離が生じるため、大科目の名称を固定資産から「非流動資産」、固定負債から「非流動負債」へ統一して欲しい。</p>	<p>ご指摘については、我が国の学校法人会計実務において「固定資産」「固定負債」の名称が定着しており、これらの文言を用いています。</p> <p>なお、会社計算規則において「固定資産」「固定負債」の名称が用いられているなど、我が国の他の会計基準でも使用されている用語であることから、他の会計基準と乖離が生じているとまでは言えないと考えています。</p>
<p>教育研究経費・管理経費を分けることは恣意的な判断が加わり、実務上、あまりにも煩雑であり、今後の請求書仕訳入力自動化の妨げになっており、教育研究経費と管理経費の区分を無くして欲しい。</p>	<p>教育研究経費と管理経費の区分については、学校法人の支出内容をステークホルダーへ情報開示するために必要な項目と考えています。</p>
<p>事業活動収支計算書の勘定科目について、 「特別収支／事業活動収入の部／資産処分差額」の欄に「有価証券売却益勘定」 「特別収支／事業活動支出の部／資産処分差額」の欄に「有価証券売却損勘定」を設けて欲しいです。「建物取壊損」なのか、「有価証券売却損」なのか不明なものが多くございます。</p> <p>注記の欄に評価損益の含み損益は表記されるのですが、これから大学経営に資産運用は重要であるため、実損を表記していくことは経営判断に重要な影響を与えます。</p> <p>現段階でも各学校法人の判断により有</p>	<p>別表第2に記載している勘定科目は代表的なものを記載しているにすぎず、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができることとしています。有価証券の売却に伴い発生する売却額と帳簿価額との差額の科目名については、学校法人の判断により適当な科目を設定することができます。</p>

	<p>価証券売却損益勘定の表記は可能ですが、統一した基準として勘定科目の事例に載せて欲しいと思います。</p>	
	<p>ガバナンス強化及び説明責任を果たす一環としての財務情報の公表、公開であることを踏まえ、財務書類の体系及び様式について、事業報告書とも併せて総体的に検討すべきと考えます。</p> <p>計算書類に、予算・決算対比型の役割や意義を託すのか、事業報告書に託すのか、さらには計算書類の一部として予算が必要なのか等を踏まえ、今般の状況下では、少なくとも事業活動収支計算書については前年対比型にすべきと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p.35において継続的な議論が必要とされた論点の1つに「事業活動収支計算書の様式（経年比較）」が示されたように、事業活動収支計算書の様式については、前年対比型とするかどうかを含め、継続的な検討が必要と考えております。</p>
	<p>ステークホルダーは、事業活動収支計算書の文言から、その内容は事業活動の収支計算書と理解することでしょう。一般のステークホルダーは、収支と聞けば、通常は現金預金の収支と考えます。</p> <p>ところが、省令案の「第二号様式（第31条関係）」を拝見すると事業活動収支計算書には、退職給与引当金繰入額、減価償却額、徴収不能引当金繰入額、徴収不能額など現金預金の収支でない項目が含まれており、ステークホルダーに大きな誤解を与え、公共性の高い学校法人として説明責任を果たすことが困難と考えられます。</p> <p>事業活動収支計算書より、「収支」の文言を削除し、事業活動計算書とすることがステークホルダーに誤解を与えない情報公開と言えると考えます。</p>	<p>「収支」という用語について、現金預金の収支という捉え方があることは承知していますが、現行の学校法人会計基準及びそれに基づく学校法人会計の実務においては、ご指摘の退職給与引当金繰入額等の非現金収支項目を含めて「事業活動収入」「事業活動支出」という用語を用いており、改正後の学校法人会計基準においても「事業活動収支計算書」を採用しています。</p>
4. 注記事項について	<p>セグメント情報開示に関してイメージのみで学校法人会計基準の草案が無く、吟</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年</p>

	<p>味ができない。</p> <p>現状を鑑みると学校単位もしくは校舎単位での開示が情報開示面、実務面で誤解や負担が生じにくいのではないだろうか。</p>	<p>1月31日) p. 21において提言されているように、セグメント情報における区分方法の考え方については、拠点区分別(設置学校・附属施設別)とし、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示することとしたうえで、全ての学校法人において共通に表示する区分を設けることを想定しています。</p> <p>セグメント情報についての具体的な記載方法等については、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>
	<p>第40条第8号で、計算書類の注記への記載事項について、セグメント情報が追加されました。これについて、どのような様式で、どの範囲まで記載するのかが明らかにされていません。</p>	<p>セグメント情報の具体的な記載方法等については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(令和6年1月31日) p. 18からp. 23及びp. 46において提言されているセグメント区分、配分基準、当分の間の取り扱い、開示科目、様式案を踏まえ、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>
	<p>子法人の支配基準について、現役の役職者・教職員が支配しているものだけでなく、退職後、元役職者・元教職員が支配しているものも含めて欲しい。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(令和6年1月31日) p. 24において提言されているように、改正後の学校法人会計基準第40条第1項第10号において、令和6年改正私立学校法施行規則に規定される子法人についての注記を追加することとしました。</p> <p>なお、令和6年改正後の私立学</p>

		<p>校法施行規則第11条第2号において、学校法人がその経営を支配している法人の意思決定機関の構成員に就任した日前5年以内に、学校法人の役員、評議員又は職員等であった者も含めて判定する規定となっていることから、ご指摘について一定の考慮がされるものと考えています。</p>
	<p>子法人も附属病院等と変わらないのだから、財務計算書類に連結決算として統合・連結させ透明性を図り経営の意思決定の判断材料に成るものにしてよいのではないか。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p.35において継続的な議論が必要とされた論点の1つに「子法人・出資による会社情報の開示の在り方」が示されたように、ご指摘については継続的な検討が必要と考えています。</p>
	<p>学校法人内の取引についても表記するよう改めて欲しいと思います。</p> <p>なぜなら、大学が高校の穴埋めをしたり、高校が大学の穴埋めをしたり、大学が短大の穴埋めをしたりすることが多いためです。</p> <p>日商簿記では「本支店勘定」を使用します。連結決算会計では、親会社・子会社それぞれが、個別財務諸表を作成します。</p> <p>学校法人として銀行口座の財布が1つになってしまっており、貸借対照表も2つの大学で区分会計していないため、学校間で資金移動を行うため、 貸付金勘定 10億円 / 借入金勘定 10億円 という連結決算会計上と同様の実務上の処理を求めます。</p>	<p>計算関係書類が学校法人の財政及び経営状況を表す書類であることを踏まえ、学校法人内の取引を計算関係書類に表示することは求めています。</p>

	<p>現在「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として行われている注記事項を明文化することを求める。特に、有価証券の時価情報、デリバティブ取引、主な外貨建資産・負債、リース情報については、決算書に示されないが、重要な影響を及ぼすリスク要因であり、注記事項とするべきである。</p>	<p>ご指摘については、現行の運用と同様に改正後の学校法人会計基準においても重要性があると認められる場合に記載するものと考えており、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>
5. 附属明細書について	<p>第2章第6節において附属明細書と表記されているが、第36条では附属明細表と表記されている。意図的に使い分けをしているのか。</p>	<p>改正前の学校法人会計基準第36条に規定していた附属明細表は貸借対照表の附属表との位置づけでしたが、改正後の私立学校法第103条第2項の規定により附属明細書の作成義務が規定され、改正後の学校法人会計基準第6節もこれを踏まえています。</p>
	<p>第6号様式と検討会報告書の内容を考慮すると、資金用途ごとに行数を追加して記載しなくてはならないのか。</p>	<p>第6号様式は、資金用途ごとに行数を追加することはせず、複数の用途で借入金契約が複数ある場合でも、借入先の属性（公的金融機関、市中金融機関、その他）ごとに集計して記載することを想定しています。</p> <p>この旨は、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>
	<p>改正案において附属明細表が附属明細書となって、重要な部分が簡素化されること、特に借入金の相手先、利率が非開示に、基本金明細書では第2号基本金組入れに係る計画表と計画集計表が削除されたことは、私立学校法改正の趣旨に逆行している。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 14、16において提言されているように、ご指摘の部分については利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目であることから、記載内</p>

		容を見直しました。
	<p>第2号基本金および第3号基本金の組入れは、将来の計画にもとづいているので、恣意的な組入れになりがちである。施設整備や奨学事業、研究支援事業は、どのような内容で、必要な資金の規模はいくらか、理事会や評議員会でいつ決定され、いつ実施が計画されているか、これらが開示されていないければ、評議員をはじめ、学内外の利害関係者が監視することはできず、ガバナンスは大幅に後退することになる。また翌年度繰越収支差額の金額が補助金不交付の基準となっており、私学振興助成法の目的からも、情報開示が必要である。</p> <p>理事会や評議員会の決定に基づく計画表や計画集計表が削除されてしまえば、計画の執行や変更の過程は隠匿されることとなるため、削除すべきではない。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p.16において提言されているように、第2号基本金の組入れに係る計画表については、将来の設備投資計画等の情報や理事会決定情報等が記載され、第3号基本金の組入れに係る計画表については、理事会決定情報等の内部情報が記載されることから、現行の様式による開示は法人運営上不利益が生じるおそれがあり、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする計算関係書類として適当でないことから、削除することとしました。</p> <p>なお、第7号様式の備考に記載のとおり、改正後の学校法人会計基準においても基本金明細書の付表として「基本金の組入れに係る計画集計表」を作成することとしており、第2号基本金、第3号基本金の名称と金額が把握できるものと考えています。</p>
	<p>旧基準の借入明細表から借り入れ先の名称と利率を削除することは、評議員会をはじめ、外部利害関係者にとって、もっとも重要な情報を非表示にしたことである。理事会と借入先（金融機関等）からみて、知られたくない情報こそが開示すべき情報である。</p>	<p>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p.14において提言されているように、個々の借入金融機関名、利率については、地域により取引先の金融機関にとって、同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、削除することとしました。</p>

	<p>大学法人にとって保有している金融資産の比重の高さからみて、その種類、リスクと利率、運用実績がわかるようにしておく必要がある。明細書として、「金融資産明細書」を、「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第81条関係の様式第8号「有価証券明細表」に準じて、作成することを求める。</p>	<p>今回の改正は、令和5年改正私立学校法の施行のために最低限必要な内容としております。</p> <p>ご指摘の点を含め、学校法人会計基準は必要に応じ引き続き見直しの検討が必要と考えています。</p>
	<p>基本金の計算において、資金収支計算書における部門（大学の場合は学部ごと）の計算も許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>基本金明細書の様式は第7号様式に示している通りですが、基本金明細書の作成過程において部門計算を行うことは差し支えありません。</p>
	<p>基本金明細書（第7号様式）について、学校法人が希望する場合は組入対象額と取崩対象額を部門ごとに記載してもよいのか。</p>	<p>基本金明細書の記載内容について、学校法人の判断により様式より詳細な記載をすることを妨げるものではなく、部門ごとに記載することは差し支えありません。この点、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>
	<p>基本金明細書（第7号様式）の備考について、現行の学校法人会計基準で作成することとされている第2号基本金の組入れ計画表は、作成・開示が不要との理解でよいか。第2号基本金の組入れ計画表がなければ、理事会で決定した事項についてその後適切に履行されたかどうかを確認できなくなり、ひいては、第2号基本金の組入れに係る議決が適正な手続によっているかを適切に確認できなくなることから、第2号基本金の組入れ計画表は、開示はされないものの作成が必要とされる書類とい</p>	<p>第7号様式の備考に記載のとおり、改正後の学校法人会計基準においても基本金明細書の付表として「基本金の組入れに係る計画集計表」を作成することとしており、備え置き、閲覧、公表の対象となります（私立学校法第106条、137条、151条。公表義務は大臣所轄学校法人等のみ）。</p> <p>一方、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p.16において提</p>

	<p>う理解でよいか。</p>	<p>言されているように、第2号基本金の組入れに係る計画表については、将来の設備投資計画等の情報や理事会決定情報等が記載され、現行の様式による開示は法人運営上不利益が生じるおそれがあり、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする計算関係書類として適当でないことから、削除することとしました。</p> <p>なお、学校法人の判断により、引き続き第2号基本金の組入れ計画表を作成することを妨げるものではありません。</p>
<p>6. 収益事業会計について</p>	<p>第2条において「計算関係書類」の定義として附属明細書が含まれており、第3条第1項の収益事業会計で作成する「計算関係書類」にもその附属明細書が含まれると解釈されるが、収益事業の開示の趣旨に照らして附属明細書は不要ではないか。</p>	<p>収益事業会計については、改正後の学校法人会計基準においても現行の規定及び運用を継続することを想定していましたので、ご指摘の点については、第1条第2項、第2条、第3条第1項において、収益事業会計について「計算書類及びその附属明細書」に代えて、「貸借対照表及び損益計算書」を作成することを明示するよう修正いたします。</p>
	<p>大臣所轄学校法人等においては特別会計の収益事業会計も開示対象となるが、現状では収益事業会計の開示方法や態様が統一的ではない。また、仮に上場会社等と同等の企業会計基準の適用及び情報開示を求めるのであれば学校法人の負担が膨大になることが考えられる。このため、以下を検討いただきたい。</p> <p>(1) 「一般に公正妥当と認められる企業会</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。</p>

	<p>計の原則」の解釈の確認と補足が必要であると考え。「企業会計方式の採用」と解釈し、学校法人会計基準第3条等の変更又は通知等で解説してはいかがか。</p> <p>(2) 私立学校法第26条第3項の「特別の会計として経理」の解釈の確認と補足が必要であると考え。「帳簿組織の区分」と解釈し、各種様式や注記事項を基準で明記し解説してはいかがか。</p>	
7. 財産目録について	<p>財産目録につき、貸借対照表とは異なる角度からの詳細情報を与える書類と考えるのであれば8号様式については、基本財産と運用財産の区分につき明瞭な基準を示し、記載すべき財産の明細をもう少し詳しく表示するような様式にすることが良いと考えます。</p>	<p>財産目録の様式については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 28において提言されているように、私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）に示している様式参考例が情報公表を前提としていることから、当該様式参考例をベースとしています。</p> <p>学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、基本財産と運用財産の区分については、令和5年改正私立学校法第17条や寄附行為等を踏まえて、各学校法人の判断によるものと考えています。</p>
	<p>第43条は、「すべての資産及び負債、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。」と「その名称、数量等」を表示するとしているが、第8号様式によれば、個々の土地や建物が明記されていない</p>	<p>財産目録の様式については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 28において提言されているように、私立学校法の一部</p>

	<p>ばかりか、キャンパス別ですらなく、面積は合計であればよいと思われる。教具・工具・備品は、まとめて点数を表示すればよいとみられるなど、財産の「その名称、数量等」という個々の事実が示されていない。負債も種類や借入先がわからない。貸借対照表の情報と変わらない水準では、財産目録の価値がない。</p>	<p>を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）に示している様式参考例が情報公表を前提としていることから、当該様式参考例をベースとしています。</p> <p>改正後の学校法人会計基準により作成する財産目録は、収益事業に必要な資産負債も含め、法人全体の財産の状況を把握できる書類としています。</p> <p>具体的にどこまで詳細に記載するかという点については、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする趣旨に鑑み、各学校法人が判断し記載することができます。</p>
	<p>大学法人は、寄附行為の認可申請にあたって、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日文部省告示第117号、最終改正令和6年8月6日文部科学省告示第102号）の様式第6号その1に基づいて、「財産の一覧」を作成している。この「財産の一覧」の様式は、資産および負債を具体的にその種類、数量、価額を付して詳細に記載した書類となっており、これを学校法人会計基準において財産目録の様式とすべきである。</p>	<p>財産目録の様式については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 28において提言されているように、私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）に示している様式参考例が情報公表を前提としていることから、当該様式参考例をベースとしています。</p> <p>改正後の学校法人会計基準により作成する財産目録は、収益事業に必要な資産負債も含め、法人</p>

		<p>全体の財産の状況を把握できる書類としています。</p> <p>なお、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする趣旨に鑑み、各学校法人の判断により内容を詳細に記載することができます。</p>
	<p>財産目録(第8号様式)は貸借対照表(第1号様式)と異なる科目で作成するように見受けられるが、財産目録(第8号様式)と貸借対照表(第1号様式)を異なる科目で作成する場合、学校法人の混乱や負担を招くことになると懸念される。また、私立学校法施行規則第24条(令和7年4月1日施行)において、会計監査人が監査する書類は「財産目録(貸借対照表に対応する項目に限る。)」と定められるが、科目が整合しない場合、監査意見形成が困難となることも予想される。貸借対照表との整合性を鑑みて、科目は貸借対照表と揃えるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第8号様式を貸借対照表の科目との整合性が分かるような様式に修正いたします。</p>
<p>8. 特例について</p>	<p>今回の改正では、学校法人の規模に合わせて区分が定義されているが会計基準上ではそれを記載する必要はないのだろうか。</p>	<p>知事所轄学校法人のうち大臣所轄学校法人と同様の取り扱いをする大規模学校法人は会計監査人を必ず設置することとなり、それ以外の知事所轄学校法人は会計監査人の設置は任意となりました。</p> <p>会計監査人を置かない学校法人については、改正後の学校法人会計基準では、「会計監査人非設置知事所轄学校法人」として記載しています(第5章第48条)。</p> <p>学校法人の規模に応じた取り</p>

		<p>扱いについては、改正前の学校法人会計基準第5章に規定のあった知事所轄学校法人に関する特例の考え方を維持しつつも、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日）p. 32において提言されているように、会計監査人を設置する知事所轄学校法人は特例の適用外とし、改正後の学校法人会計基準第5章において設けている特例の対象は、「会計監査人非設置知事所轄学校法人」としていません。</p>
	<p>放送大学学園の特例はあるが、沖縄科学技術大学院大学には特例は無いとの理解でよいか。</p>	<p>沖縄科学技術大学院大学は、沖縄科学技術大学院大学法第12条第1項の規定により読み替える内閣府令（沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則）に従うこととなり、学校法人会計基準を適用する余地がないことから、特例を設けていません。</p>
<p>9. 私立学校法について</p>	<p>学校法人会計基準の一部を改正する省令附則第3条により改正する私立学校法施行規則第34条第1項第4号において「第二号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録（略）の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容」とあります。</p> <p>日本公認会計士協会学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認</p>	<p>ご指摘の日本公認会計士協会学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」では財産目録の監査、「私立学校振興助成法監査及び財産目録監査における「その他の記載内容」の範囲に関する留意事項（2022年3月30日）では私立学校振興助成法に基づく監査において、「事業報告書」</p>

	<p>可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」や「私立学校振興助成法監査及び財産目録監査における「その他の記載内容」の範囲に関する留意事項」（2022年3月30日）では、【事業報告書】は「その他の記載内容」に該当しないとしています。</p> <p>【事業報告書】の作成は、多くの学校法人において監査期間中に間に合わないことが想定されるため、当該箇所に【事業報告書】を含めてしまうと、作成途中の【事業報告書】の査閲となってしまう、監査意見提出後の修正等に関して、監査人の責任範囲が不明確になる恐れがあると考えます。</p>	<p>は監査報告中の「その他の記載内容」の対象としては含まれないとされています。</p> <p>一方、日本公認会計士協会による「監査基準報告書」によれば、「その他の記載内容」は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報であるとされています。</p> <p>また、「年次報告書」は法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいうとされています。（監査基準報告書720第11項）</p> <p>改正後の私立学校法においては、各会計年度に係る事業報告書の作成義務があり（私立学校法第103条第2項）、会計監査人の監査対象である計算関係書類と同様に備え置き、閲覧義務がある（私立学校法第106条）こと、会計監査人監査の目的が計算関係書類に第三者保証を付与することにより、学校法人の説明責任の履行を支援・強化することとなっており、上記の「監査基準報告書」に沿った枠組みとなっていることから、当該事業報告書は監査基準報告書に定義する「年次報告書」に相当するものと考えています。</p>
--	--	---

		<p>したがって、学校法人会計基準の一部を改正する省令附則第3条により改正する私立学校法施行規則第34条第1項第4号は、事業報告書を含む記載としており、事業報告書の作成所要期間に関わらず、会計監査人が作成する会計監査報告の内容のうち「その他の記載内容」として記載することを想定しています。</p>
	<p>公認会計士に高度な責任を感じてもらい緊張感を有してもらうためにも、自らの氏名・監査意見を表明した監査報告書を社会に公表することを義務付けて欲しい。公認会計士により監査できなかつた範囲や意見等が不明であり、ステークホルダーとしては公認会計士はどのように考えているのか知ることが出来ず不安である。現在、「監事」の監査意見は公表されている。それと同様、企業会計の有価証券報告書のように「公認会計士又は監査法人」の監査報告書についても公表を義務付けて欲しい。</p>	<p>今回の意見募集の対象としていた事項ではありませんが、監査報告書の取扱いに関しては、以下のとおりです。</p> <p>令和5年改正私立学校法第106条の規定により、会計監査人の監査報告書は備置き及び閲覧が義務づけられるとともに、同法第151条の規定により、大臣所轄学校法人等はインターネットの利用その他の方法による公表が義務づけられることとなりました。また、同法第137条の規定により、大臣所轄学校法人等以外の学校法人は公表が努力義務となりました。</p>
10. 私立学校振興助成法について	<p>様式の順番によると従来の計算書類のとり込みの順番と異なるが、令和7年度以降はこの順番で計算書類を作成する必要があるのか。</p>	<p>改正後の学校法人会計基準の適用後における所轄庁に提出する計算関係書類のとり込みの順番については、改正後の学校法人会計基準に定める様式順を想定しており、今後、省令の運用に関する通知等でその旨をお示ししていきます。</p>